

製品生産事業請負契約書

- 1 事業名 製品生産請負事業 (素材生産 木曽6丸太沢)
- 2 事業場所 長野県木曽郡王滝村 小川入国有林2929は林小班外
- 3 請負予定期量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和8年3月6日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定期額 一
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額) —

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 4回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては別紙を添付する。

- 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日

8 特約事項

1) なし。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡上松町正島町1-4-1

氏名 分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署長 北村 大

請負者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○ ○○○○

事業内訳書

契約名		製品生産請負事業(素材生産 木曽6丸太沢)		
国有林名		小川入		計
事業別		皆伐		
林小班	2929は	2930い		2小班
伐採方法	皆伐	皆伐		
作業面積	4.52ha	2.71ha		7.23ha
資材内容	林齢	70年	70年	
	伐採率	100%	100%	
	平均樹高	26m	25m	
	平均胸径	28cm	28cm	
	本数	3,136本	2,024本	5,160本
	木曽五木			
	スギ			
	カラマツ	2,480.22m ³	1,286.84m ³	3,767.06m ³
	ヒノキ	6.96m ³	7.00m ³	13.96m ³
	その他N	19.30m ³	23.60m ³	42.90m ³
	その他L	3.48m ³	149.48m ³	152.96m ³
	合計	2,509.96m ³	1,466.92m ³	3,976.88m ³
生産予定数量	木曽五木			
	スギ			
	カラマツ		2,620m ³	
	ヒノキ			
	その他N		20m ³	
	その他L		60m ³	
	合計		2,700m ³	
事業期間	自 年月日	契約締結日の翌日		
	至 年月日	令和8年3月6日		
法令	保 安 林	普通林地		
	公 園 法	-		
	そ の 他	-		

山元最終内訳

箇所	数量(m ³)
山元	550
最終	2,150
計	2,700

最終普通材搬入予定箇所

土場名	数量(m ³)
薮原土場	2,110
荻原土場	40
計	2,150

特記仕様書

1. 作業方法等

事業地下流に養魚場があることから降雨があった場合は、フォワーダによる運搬作業を見合わせる等下流へ泥水が流れないよう作業方法を十分に検討し、作業時期を調整すること。

2. 小川入国有林2929は林小班

区域内の標高1, 290m付近に防鹿柵があることから、防鹿柵に使用した立木は元玉2mを打ち出しし、打ち出した材は山元材とすること。また、打ち出した材が分かるように小口等に赤ペンキ等で表示すること。

3. その他

上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

(林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所に限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車両系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようとする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

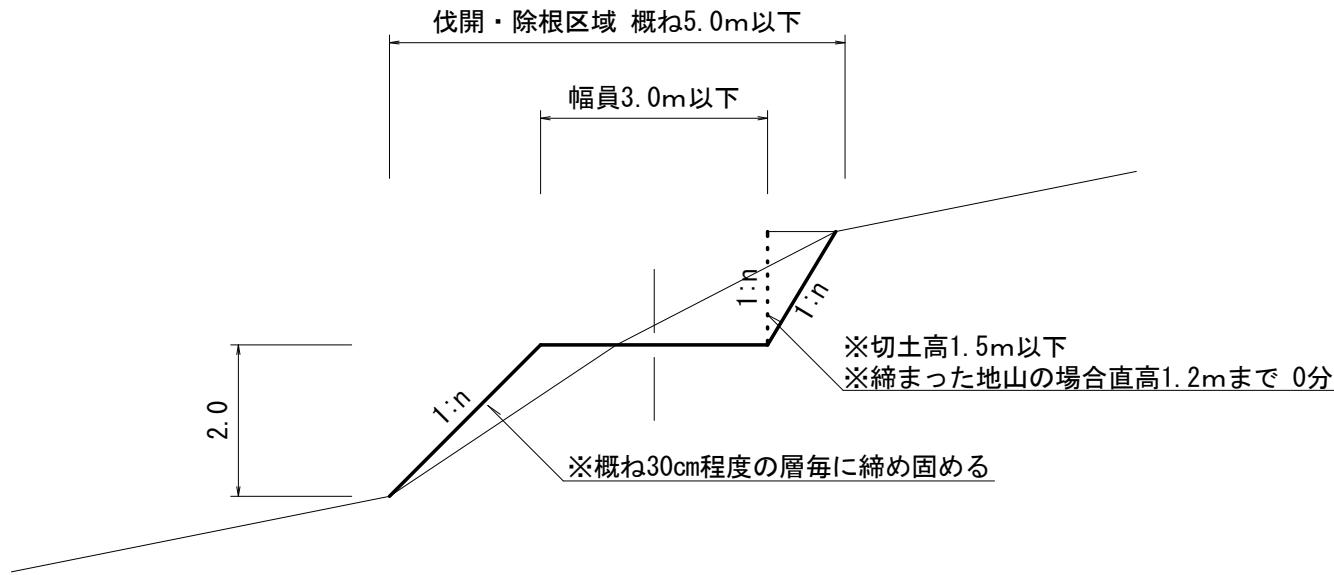
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



切 土 勾 配	土砂 6分
	岩 0~3分
盛 土 勾 配	2m以下 1 : 1.0
	2m超 1 : 1.2

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

最終普通材（指定した土場）

(部分完了工程)

伐倒面積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

(3) 追い上げ数量

最終土場からの追い上げ数量は、権積終了後の数量とする。

2. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

3. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。

ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものとする。

※システム協定先へ運搬するもの

・カラマツ

・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm～22cmの材

・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm～18cm以下の材

・上記以外の広葉樹は、末口径6～22cmの材

4. 運搬

(1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

(2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じても異議を申し立てないものとする。

(3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設し、安全運搬を行うこと。

5. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材で薪材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。

6. 希少植物保護

伐採区域内及び隣接林小班に希少植物が生育している為、作業に当たっては監督職員の指示に従い、希少植物保護に十分注意すること。

7. 伐倒方法

(1) 皆伐

- ア. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とする。
- イ. 伐採木の搬出にあたっては、地表の損傷を極力行わないように留意する。
- ウ. 製品資材に満たない大きさの有用樹種については伐採・搬出に支障がない限り、保残に努めること。

8. その他

- (1) 最終土場にて造材の仕上がりが不十分なもの(枝払い不足、過大延べ寸等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 歩道については、先山への通い道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。
- (3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。
- (6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

(令和2年2月20日一部改正)

木曾ブロック造材採材基準

中部森林管理局 木曾森林管理署

木材の価値は、造材及び採材の段階で決定づけられるといつても過言でないことから、「新鮮材の供給を念頭に置き、造材により木材の持つ価値を損なうないようにし、木材の需要動向には臨機応変に対応し付加価値を高める」ことを基本とし、この基準に基づいて実施するものとする。

また、特殊需要・用途材等に係る造材及び採材については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき実施するものとする。なお、この基準によりがたい場合は別途協議するものとする。

I 造材寸法基準(延寸10cm含む)

樹種	径級(cm)	長級(m)					摘要
		元中別	採材順位1	採材順位2	採材順位3	採材順位4	
木曾ヒノキ	46上	元	10.3、9.3 8.3、7.3、6.3 連続する2材面無地	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	V(1)木曾ヒノキ 参照 下記の材も長尺材とする ・46cm上高切の中玉 ・大径66cm上多節材 ・50cm上曲材
		中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	
	6~44	元中	同上	同上	同上	同上	
天然サワラ	6上	元中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	V(2)天然サワラ参照
ヒノキ	30上	元	5.1m 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m		V(3)ヒノキ 参照 24上原則2.1mなし
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	24~28	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	18~22	元中	6.1m(通柱材) 通直材	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m	
	14~16	中	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m		
	6~13	中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		

カラマツ	6上	元中	4.1m 【基本長級】	5.1m	6.1m	2.1m	V(4) 参照 根張は必要なし
スギ	22上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			V(5) 参照
	16~20	元中	6.1m(通柱材) 通直材	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	
	6~14	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
サワラ ネズコ コウヤマキ ヒバ ツガ	40上	元	5.1m 通直材 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	V(6)① 参照
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
	6~38		4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ヒメコマツ トウヒ モミ	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
イチイ	6上	元中	監督指示による				V(6)② 参照
その他N	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ホオノキ クリ トチ ケヤキ エンジュ カツラ キハダ ナラ ブナ セン カヤ サクラ ミズメ ウダイカンバ ダケカンバ	6上	元中	有尺(40cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	V(6)③、④ 参照
その他L	6上	元中	有尺(50cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	

II 採材

- ① 造材する場合は、「材長切れ」又は「過大な延寸」とならないように慎重かつ適切に行うものとする。
- ② 測尺に当たっては、器具等の隨時点検を行い、常に適切を期するものとする。
- ③ 広葉樹材は、「木口割」が大きいことから、測尺に当たっては、特に慎重に行うように留意するものとする。
- ④ 造材に当たっては、「斜め切り」となることのないように適正な道具の手入れ、造材場所及び作業姿勢等を選択の上、慎重に行うものとする。
- ⑤ 測尺した場合は、チョーク等による表示や鋸目をいれるなど、目見当だけで実施しないこと。

III 伐採に当たって

- ① 常に、新鮮材の供給を念頭に置き、長期にわたり伐倒木を山床に存置させないように留意するとともに、「全幹集材方式」を原則とし、可能な限り「きめ細かな山割り」を行い、先行伐倒は必要最小限にとどめること。
- ② 伐採に当たっては、「引き抜け」、「木口割れ」、「胴打ち」、「つくり節」、「材面等の傷」などの木材の商品価値を低下させる欠点をつくるないように、必要に応じて突っ込み切りを行うなど慎重かつ適切に実施すること。
- ③ 元玉により価値が左右される樹種(代表ヒノキ)については根張りを残し、そうでない樹種(カラマツ)については根張りは付けないこと。

IV 造材に当たって

- ① 造材・採材に当たっての末口最小径は、6cmとすること。
- ② 造材・採材に当たっては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、前記の「造材寸法基準」に基づき、可能な限り「採材順位」の高い長級で採材すること。
- ③ 造材・採材に当たっては、チェンソー等の「目立て」を確実に行ない、木材の切断面が平滑となるようにすること。
特にプロセッサ等、大型機械のチェンソーは切断面が粗くなりやすいので、こまめにメンテナンスを行うこと。
- ④ 元玉材の造材・採材に当たっては、元玉材としての有利性を損うことなく、より付加価値を高めるよう慎重かつ適切に行うこと。
ただし、カラマツは元玉と中玉で価値に差異がないため、極力直材となるよう採材すること。

- ⑤ 伐採位置が高かったことにより、根張り部分が極めてわずかな材、あるいは根張り部分を外した材などのように、検知の際に判断が困難となる材については、元玉材であることを明らかとするため、元口に赤のスプレー・ペンキ等により「○印」を標示すること。
- ⑥ プロセッサ等の大型機械の使用に当たっては、材面及び木口等に傷をつけたり、樹皮を剥いだりして木材の商品価値を低下させないように、慎重かつ適切に行うこと。
- ⑦ サルカ、節高等については、「化粧直し」を行い、その商品価値を高めるようにすること。
ただし、カラマツについては根張部分の商品価値がないため切断すること。
- ⑧ 造材・採材を終了した材は、山元土場に滞留させないようにし、速やかに最終土場等に搬送すること。
また、山元土場に巻立てられた材のうち、下積みされた材は山元土場に滞留する傾向にあることから、最終土場へ搬送途中の材の上には、新たに材を巻立てないように留意すること。

V 造材・採材に当たって 樹種別留意事項

(1) 木曽ヒノキ

- ① 径級46cm以上の6.3m～10.3m採材は次の3種類に留意して採材すること。
 - 1 通直良質材であること
材面及び木口等に大きな影響を与える、節・へび下がり・飛び腐れ・カスリ・シオレ等の顕著な欠点が無い又は、欠点が僅かであり長材の価値が出る材の、元玉、高切の中玉を対象とする。
 - 2 特に太いこと(66cm上)
大きな欠点が生節であること(長材にすることによる付加価値が大きくなるため)
 - 3 曲がっていること
節が少なく、矢高100%程度で、単曲でカーブを描いていること(6.3m、8.3m、10.3m採材)。
(曲がり材から製作する部材(紅梁・隅木等)流通量がすくないことから供給しなければならない)
- ② 大径材であることから半幹にしなければ集材が困難な材にあっては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、集材が可能な重量の範囲内で、曲り、節等の欠点を除く良質な部分の採材可能な長級で半幹とすることとし、安易に10.3mで半幹としないこと。
なお、曲り、節等の欠点を除く良質な部分が10mに満たない場合にあっては、上記の6.3m～10.3mの長級で半幹とするものとし、基本長級である、5.1mから節等の欠点がある材についてのみ、10.3mで半幹とするよう留意すること。

- ③ 元玉の曲り材については、36cm上の材については「破風材」・径級48cm上の重曲材は「紅梁材」としての可能性があることから曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、その利用が可能と判断される材については、その利用価値を損なうことのないように「曲りを活した採材」に努めること。

特に、紅梁材は、末口側に通直部分が必要なことから、重曲材を単曲材に造材したり単に曲り部分を最小限に打ち出すことなく、曲りを活かした造材とする

- ④ 18cm上の元玉材については、原則として2.1m採材は行わないこと。

(2) 天然サワラ

- ① 一般的に長材の需要はないため、5.1m採材を行うこととなるが、注文材を受けている場合があるので、良質産地は造材する前に監督職員の指示を受けること。

(3)ヒノキ

- ① 径級30cm上の5.1m採材は、元玉かつ、連続する2材面に欠点のない材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。これに該当しない材については、曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り長い採材すること。
- ② 径級18cm～22cmの「通柱材」としての6.1m採材について、通直材であることが必要不可欠であることから、曲りについて十分精査の上、通し柱がどれると判断される材についてのみ行うこと。
- ③ 径級24cm～28cmの材については、4.1m採材を最優先として、切り使いできる小曲も含めて4.1m採材とする。
- ④ 径級14cm～22cmの材については、通直材の3.1mを優先して採材するため、曲部分は2.1m採材も考慮すること。
- ⑤ 径級24cm以上の材については、重曲以上の曲と芯腐れ材以外は2.1m採材は行わないこととする。

(4) カラマツ

- ① 元玉の有利性は認められない樹種であるので、運材や製材等の障害となる根張りは必ず切断すること。
- ② 4.1mの直材を最優先して採材すること。片木口芯腐れは全体がパルプ材になるので切断すること。

(5) ス ギ

- ① 4.1mの直材を最優先して採材すること、腐れ、傷、曲がりに注意して直材とすること。
- ② 片木口水割れはパルプ材になるので切断することとするが、長くなる場合が多い欠点であるため、顕著なものは4.1m採材し、パルプ材として生産する。

(6) そ の 他 の 樹 種

- ① サワラ、ネズコ、コウヤマキ、ヒバ、ツガにおける40cm上の5.1m採材は、通直な元玉かつ、連続する2材面に欠点のない良質材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。
- ② イチイの出材が見込まれる場合は、伐採前に監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
末木部分についても安易に切断することのないよう留意とともに、搬送時等における取扱いについては十分に留意すること。

- ③ 広葉樹材については、腐れは比較的止まりやすいことから、腐れ等の欠点を除いてから造材すべき長級を決定することとし、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、欠点の程度に応じて、「追い上げ」、「中抜き」を行うなど、その欠点を除き、品等及び歩止りが向上するような長級の組み合わせにより採材長級を決定すること。

この場合、欠点を除いたことなどから、前記の「造材寸法基準」に規定する採材長級がとれないときは、有り尺で採材すること。
ただし、広葉樹材の場合、「樹芯に近い小さな腐れ・鉄砲虫」には、あまりこだわる必要がないので留意すること。

- ④ 広葉樹の有尺長材は、「曲り及び枝分かれが少なく、材面及び木口に顕著な欠点がなく、素材の日本農林規格のⅠ～Ⅱ等材に相当する良質材」であって、「②にある特長を有し、利用価値が高いと認められる材」についてのみ行なうものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行なうとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。

なお、ケヤキの採材に当たっては、必ず「サバ止め」を行うこと。

